(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
日本農林規格 JAS 1052:2021	
<u>素材</u> <u>Log</u>	素材の日本農林規格
 <u>適用範囲</u> この規格は<u>, a), b)及びc)</u>に掲げるものを除き<u>, 建築</u>その他一般の用に供される素材及び電柱の用に供される丸太に適用する。 <u>a)</u> 銘木類 <u>b)</u> 形状が不定な素材で利用価値が極めて低いもの <u>c)</u> 腐れその他の欠点により利用できない部分がその材積の<u>50 %</u>以上を占めるもの 	(適用の範囲) 第1条 この規格は、次の各号に掲げるものを除き、建築その他一般の用に供される素材 (丸太及び
2 引用規格 この規格には、引用規格はない。	(新設)
3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1	(定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 月 直 (新設) 定
素材 丸太及びそま角。 3.2 丸太 伐倒した樹木から枝を取り払い、所定の長さに切断したもの。	(新設)
3.3 そま角 製材機以外の斧,手斧等の道具を用いて丸太の材面を切削したもの。 3.4 銘木類 次に該当する素材。 a) 材質又は形状が極めてまれであるもの b) 材質が極めて優れているもの	名 ま 角 製材機以外の斧、手斧等の道具を用いて丸太の材面を切削した素材をいう。 銘 木 類 次に掲げる素材をいう。 1 材質又は形状が極めてまれであるもの 2 材質が極めて優れているもの 3 鑑賞価値が極めて優れているもの 4 1から3までに掲げる部分を含んでいるもの

c) 鑑賞価値が極めて優れているもの

<u>d)</u> <u>a)</u>, <u>b)</u>及びc)に掲げる部分を2以上含むもの

<u>3.5</u>

材面

丸太にあっては縦線をもって4等分した縦面、そま角にあっては材の縦面。

3.6

針葉樹の素材

針葉樹から採材した素材。

3.7

小の素材

丸太の径又はそま角の幅が14 cm未満の素材。

3.8

中の素材

丸太の径又はそま角の幅が14 cm以上30 cm未満の素材。

<u>3.9</u>

大の素材

丸太の径又はそま角の幅が30 cm以上の素材。

3.10

広葉樹の素材

広葉樹から採材した素材。

3.11

電柱用

針葉樹の素材のうち、電柱の用に供される丸太。

4 品質

<u>4.1</u> <u>針葉樹の素材</u>

4.1.1 材の品質(径が8 cm未満の丸太及び幅が8 cm未満のそま角を除く。)

材の品質の基準は、表1による。

表1-針葉樹の素材の材の品質基準

	<u> </u>	21/10/10/10/10/10	<u> </u>	
等級	<u>1等°</u>	<u>2等°</u>	<u>3等°</u>	<u>4等</u>
節 ^{a)}	次のいずれかに該	次のいずれかに該	次のいずれかに該	大の素材にあって
	当すること。	当すること。	当すること。	は,3等の基準を
	<u>a)</u> 中の素材	<u>a)</u> 中の素材	<u>a)</u> 中の素材	超えて存するこ
	<u>1)</u> 3以上の材	<u>1)</u> 2材面に存	2等の基準を超	<u> と。</u>
	面にないこ	すること。	えて存するこ	
	<u> と。</u>	<u>2)</u> 3以上の材	<u> と。</u>	
	2) 隣接2材面	面に存し,	<u>b)</u> 大の素材	
	<u>に存し,長</u>	<u>長径が10 c</u>	<u>1)</u> 2材面又は3	

材面	丸太については縦線をもって4等分した縦面、そま角については材の縦面をい <u>う。</u>
針葉樹の素材	針葉樹から採材した素材をいう。
小の素材	丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル未満の素材をいう。
中の素材	丸太の径又はそま角の幅が 1 4 センチメートル以上 3 0 センチメートル未満の 素材をいう。
大の素材	丸太の径又はそま角の幅が30センチメートル以上の素材をいう。
広葉樹の素材	広葉樹から採材した素材をいう。
電 柱 用	<u>針葉樹から採材したものであって、電柱の用に供される丸太をいう。</u>

(針葉樹の素材の規格)

第3条 針葉樹の素材の規格は、次のとおりとする。

7 0	<u> </u>	R17 7 MT は、 10 7 C 43 7 C 7 3。	
	区 分	<u>基</u>	<u>準</u>
묘	材の品質(径	次項に規定するところによる。	
質	が8センチ		
	メートル未		
	満の丸太及		
	び幅が8セ		
	ンチメート		
	ル未満のそ		
	ま角を除		
	< 。)		

	<u>b)</u>	<u>以下。</u> 大の素材 3以上の材面 にないこと。	<u>b)</u>	m以下。 大の素材 隣接2材面(ひ ばにあって は、2材面) に存するこ と。		材面(ひばにあっては、3材面) にあっては、3材面 に存すること。 4材面に存し、長径の中の素材にあっては、 10 cm 以下。 4材面 においてをし、2材面 においてをでいる。 であっては、 でのきがっている。 であっている。 である。 である。		
曲がり ^{a)b)d)}	<u>a)</u> <u>b)</u>	ハいずれかに該 すること。 小の素材 25 %以下。 中の素材 数が1個であって,10 %以下。 大の素材 数が1個であ	当 <u>。</u> <u>a)</u> <u>b)</u>	ついずれかに該 すること。 小の素材 1等の基準を 超えて存する こと。 中の素材 30%以下。 大の素材 数が1個であ	当す a)	いずれかに該 つること。 中の素材 2等の基準を 超えて存する こと。 大の素材 20% (ひのき の中の素材に あっては、30	大の素材にあっては、3等の基準を超えて存すること。ただし、電柱用にあっては、小の素材、中の素材又は大の素材にかかわらず末口断面の中心と地際断面の中心を結ぶする。	
<u>木口割れ又は引き抜け</u>	木口	<u>って,5%(ひ</u> <u>のきの中の素</u> 材にあって は,10%)以 下。 %以下。ただし, コ割れは,その さがその存する	当	すること。	当す		が材の内部にあること。大の素材にあっては、3等の基準を超えて存するこ	

	木口の径(そま角 にあっては,厚さ) の1/3以下。	b) <u>大</u> 20 左 查 资 寸	刊れは、その 保さがその存 一る木口の径 (そま角にあ っては、厚さ) つ1/3以下。		2等の基準を 超えて存する こと 大の素材 40 %以下。	
目まわり	10 %以下。	当する a) 中 30 た さ 2 2 3 2 3 2 3 4 2 3 4 3 4 4 4 5 5 6 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	wずれかに該 3 こと。 の %以下。 たががし、重なっ たががするでなってなるののが、 のがいてなるののでであるであるであるです。 でもってなるののでであるであるであるであるであるではであるでであるでであるであるであるである。 は、	当す a)	いずれかに該 中の素材 2等のませ 2等のまた。 大の素材 30 %し、重な場合であるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるで	<u>大の素材にあっては、3等の基準を超えて存すること。</u>
<u>腐れ、虫</u> 食い又は 空胴 ^{b)}	ないこと。	当する a) 中 2. に b) プ	↑ずれかに該 ること。 ②の素材 以下の材面 ご存し軽微で うること。 ▽の素材 材面に存し, を微であるこ	当す a)	ついずれかに該 -ること。 中の素材 2等の基準を 超えて存する こと。 大の素材 軽微であるこ と。	大の素材にあって は、3等の基準を 超えて存するこ と。

当すること。 <u>a) 中の素材</u> 超	大の素材にあって は、3等の基準を 超えて存するこ と。
50%以下。	
<u>へび下り</u> 節のない材面にな 節のない材面にな 次のいずれかに該 大	大の素材にあって
	は,3等の基準を
-	超えて存するこ
	<u>と。</u>
超えて存する	
<u>こと。</u>	
b) 大の素材 20 04 N T T	
2.の44のなど割り **** *** *** *** *** *** *** *** ***	上の事材にもって
	<u>大の素材にあって</u> は、3等の基準を
	<u>は,3等の基準を</u> 超えて存するこ
a) 小の素材 a) 小の素材 a) 小の素材 a) 中の素材 超 顕著でないこ 1等の基準を 2等の基準を と	
	用における入り皮
	にあっては、腐れ
	を伴うもの及び軟
	化したものがない
	こと。
あること。 軽微であるこ	
と。 と。 とのませけ 曲ぶり及びるの地の欠ちの1第7は7第7、中の事せけすべての事	

- 注" 小の素材は、曲がり及びその他の欠点の1等又は2等に、中の素材はすべての**表1**に掲げる事項の 1等、2等又は3等に適用する。ただし、樹齢が150年以上のひのきから採材した中の素材につい ては、大の素材として扱う。
- <u>注</u>り 大の素材は、曲がり、腐れ又は空胴がなく、かつ、これら以外の**表**1に掲げる事項が2種類以下であって、その事項の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、1等級上げる。
- <u>注</u> 大の素材は、**表1**に掲げる事項が4種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に 近いものが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1等級下げる。
- <u>注</u> 電柱用における材の品質は、曲がり及びその他の欠点の入り皮の4等を適用し、その他の表1に 掲げる事項については利用上支障のないこととする。

4.1.2 縦振動ヤング係数区分(区分を表示しようとするものに限る。)

縦振動ヤン┃別記の方法により各本について縦振動ヤング係数を測定し、その数値が次の表

縦振動ヤング係数区分を表示する場合にあっては、B.1 (縦振動ヤング係数試験)により各本につ | いて縦振動ヤング係数を測定し、その数値が表2に掲げる区分に応じた数値を満たすこと。

表2-針葉樹の縦振動ヤング係数の基準

単位 GPa又は10³N/mm²

区分	縦振動ヤング係数
<u>Ef 50</u>	<u>3.9以上 5.9未満</u>
<u>Ef 70</u>	<u>5.9以上 7.8未満</u>
<u>Ef 90</u>	<u>7.8以上 9.8未満</u>
<u>Ef 110</u>	<u>9.8以上11.8未満</u>
<u>Ef 130</u>	<u>11.8以上13.7未満</u>
<u>Ef 150</u>	<u>13.7以上</u>

(削る)

(削る)

(区分を表 示しようと するものに 限る。)

グ係数区分丨の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値を満たすこと。

区 分	縦振動ヤング係数(GPa又は10 ³ N/mm ²)
<u>Ef 50</u>	3. 9以上 5. 9未満
Ef 70	<u>5.9以上</u> <u>7.8未満</u>
Ef 90	<u>7.8以上</u> 9.8未満
Ef110	9.8以上 11.8未満
Ef130	11.8以上 13.7未満
Ef 150	1 3 . 7以上

表示事項

- 1 次に掲げる事項が表示してあること。
- (1) 等級(径が8センチメートル未満の丸太、幅が8センチメートル未満 のそま角及び3に規定する表示をする場合を除く。ただし、4に規定す る表示をする場合にあっては、等級の表示を省略することができる。)
- (2) 寸法又は材積
- 2 樹種名の表示をする場合にあっては、1に規定するもののほか、該当する 樹種名を表示してあること。
- 3 電柱用にあっては、1及び2に規定するもののほか「電柱用」と表示して あること。
- 4 縦振動ヤング係数区分の表示をする場合にあっては、1、2及び3に規定 するもののほか、縦振動ヤング係数区分の項基準の欄に定める区分を表示し てあること。

- 表示の方法 1 表示事項の項の1から4までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法に より行われていること。
 - (1) 等級

等級の表示は、次項の表の右欄に掲げる等級に応じて記載すること。

(2) 寸法又は材積

寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメー トル、丸太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位 により記載すること。ただし、第6条の丸太の径における最大の径を使 用した場合にあっては、その旨を記載すること。

材積の表示をする場合にあっては、第5条の規定に基づき、材積を立 方メートル単位で記載し、併せて長さについても記載すること。ただし、 第5条の規定するところによらない計算式により計算した場合は、計算 方法も併せて記載すること。

(3) 樹種名

樹種名を表示する場合にあっては、最も一般的な名称をもって記載す

(削る)

	(4) 縦振動ヤング係数区分
	区分の表示をする場合にあっては、縦振動ヤング係数区分の項の表の
	左欄に掲げる区分を記載すること。
	2 表示事項の項に規定する事項は、各本又は各椪ごとに見やすい箇所に明瞭
	<u>にしてあること。</u>
表示禁止事	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。
<u>項</u>	(1) 表示事項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
	<u>(2)</u> その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

2 前項の材の品質の基準は、次のとおりとする。

<u>等級</u>	1 等	2 等	3 等	4 等
事 項				
<u>節</u>	<u>次のいずれかに該</u>	次のいずれかに該	次のいずれかに該	大の素材にあって
	当するもの	当するもの	<u>当するもの</u>	は、左記の限度を
	1 中の素材	1 中の素材	1 中の素材	超えて存するもの
	① 3以上の材	 ① 2材面に存 	左記の限度を	
	面にないもの	<u>するもの</u>	超えて存するも	
	② 隣接2材面	② 3以上の材	<u>O</u>	
	<u>に存し、長径</u>	<u>面に存し、長</u>	2 大の素材	
	<u>が 5 センチメ</u>	<u>径が10セン</u>	 ① 2材面又は 	
	<u>ートル以下の</u>	<u>チメートル以</u>	3材面(ひば	
	<u>もの</u>	<u>下のもの</u>	<u>にあっては、</u>	
	2 大の素材	<u>2</u> 大の素材	3材面) に存	
	3以上の材面に	隣接2材面(ひ	<u>するもの</u>	
	<u>ないもの</u>	<u>ばにあっては、</u>	② 4材面に存	
		2 材面) に存す	し、長径が1	
		<u> るもの</u>	<u>5センチメー</u>	
			トル (ひのき	
			<u>の中の素材に</u>	
			<u>あっては、1</u>	
			0センチメー	
			<u>トル) 以下の</u>	
			<u>もの</u>	
			③ 4材面に存	
			し、2材面又	
			は3材面にお	
			<u>いて長径が1</u>	
			0センチメー	
			<u>トル(ひのき</u>	
			の中の素材に	

			<u>あっては、5</u> センチメート ル) 以下のも	
曲がり	次のいずれかに該	次のいずれかに該	<u>の</u> 次のいずれかに該	大の素材にあって
Щ 7/ 3	当するもの	当するもの	当するもの	は、左記の限度を
	<u>ヨッるもの</u> 1 小の素材	<u>ヨッるもの</u> 1 小の素材	<u> 1 中の素材</u>	超えて存するも
	<u>1 小の条例</u> 25パーセント	<u>1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1</u>	<u>1 </u>	の。ただし、電柱
	以下のもの	えて存するもの	えて存するもの	用にあっては、小
	<u>ターの素材</u>	<u>えて行りるもの</u> <u>2</u> 中の素材	<u>えて行するもの</u> <u>2</u> 大の素材	の素材、中の素材
	<u>2</u> <u> </u>		20パーセント	
	$\frac{MN + 1 固 C M > 1}{C \times 10 \mathcal{N} - t}$	以下のもの	(ひのきの中の	かわらず末口断面
	ント以下のもの	3 大の素材	素材にあって	の中心と地際断面
	3 大の素材	<u> </u>		の中心を結ぶ直線
	<u>数</u> が1個であっ			が材の内部にある
	て、5パーセン	ント(ひのきの	<i>o</i>	<u>**</u> もの
	ト(ひのきの中	中の素材にあっ		
	の素材にあって	ては、20パー		
	は、10パーセ	セント) 以下の		
	ント) 以下のも	もの		
	<i>O</i>	_ 		
木口割れ又は引	10パーセント以	次のいずれかに該	次のいずれかに該	大の素材にあって
き抜け	下のもの。ただし、	当するもの	当するもの	は、左記の限度を
	木口割れは、その	1 中の素材	1 中の素材	超えて存するもの
	深さがその存する	30パーセント	左記の限度を超	
	木口の径(そま角	<u>以下のもの</u>	えて存するもの	
	にあっては、厚さ)	2 大の素材		
	の3分の1以下の	20パーセント以	2 大の素材	
	ものに限る。	<u>下のもの。ただ</u>	40パーセント	
		し、木口割れは、	<u>以下のもの</u>	
		その深さがその		
		存する木口の径		
		(そま角にあっ		
		ては、厚さ)の		
		3分の1以下の		
		ものに限る。		
目まわり	10パーセント以	次のいずれかに該	次のいずれかに該	大の素材にあって
	<u>下のもの</u>	当するもの	当するもの	は、左記の限度を
		1 中の素材	1 中の素材 左記の限度を超	超えて存するもの

以下のもの。た	<u>えて存するもの</u>	
だし、重なって	2 大の素材	
存する目まわり	30パーセント	
はその重なった	<u>以下のもの。た</u>	
部分がその存す	だし、重なって	
る木口の中心を	存する目まわり	
通る直線をもっ	<u>はその重なった</u>	
て2等分した1	部分がその存す	
面のみに存する	る木口の中心を	
ものに限る。	通る直線をもっ	
2 大の素材	て2等分した1	
20パーセント	面のみに存する	
<u>以下のもの</u>	<u>ものに限る。</u>	

腐れ、虫	材面	ないもの	次のいずれかに該	次のいずれかに該	大の素材にあって
食い又は			当するもの	当するもの	は、左記の限度を
空胴			1 中の素材	1 中の素材	超えて存するもの
			2以下の材面に	左記の限度を超	
			存し軽微なもの	えて存するもの	
			2 大の素材		
			1材面に存し、	2 大の素材	
			軽微なもの	軽微なもの	
	木口	ないもの	30パーセント以	次のいずれかに該	大の素材にあって
			<u>下のもの</u>	当するもの	は、左記の限度を
				1 中の素材	超えて存するもの
				左記の限度を超	
				<u>えて存するもの</u>	
				2 大の素材	
				50パーセント	
				<u>以下のもの</u>	
<u>へび</u>	<u>ドり</u>	節のない材面にな	節のない材面にな	<u>次のいずれかに該</u>	大の素材にあって
		く、他の材面にお	く、他の材面にお	<u>当するもの</u>	は、左記の限度を
		いて5パーセント	いて15パーセン	1 中の素材	超えて存するもの
		<u>以下のもの</u>	<u>ト以下のもの</u>	左記の限度を超	
				<u>えて存するもの</u>	
				2 大の素材	
				30パーセント	
				<u>以下のもの</u>	
その他の	欠点	次のいずれかに該	次のいずれかに該	<u>次のいずれかに該</u>	大の素材にあって
		当するもの	当するもの	当するもの	は、左記の限度を

4.2 広葉樹の素材

<u>4.2.1</u> 材の品質(径が24 cm未満の丸太及び幅が24 cm未満のそま角を除く。)

材の品質の基準は、表3による。

表3-広葉樹の素材の材の品質基準

等級	<u>1等°</u>	<u>2等°</u>	<u>3等°</u>	<u>4等</u>
<u>節^{a)}</u>	次のいずれかに該	次のいずれかに該	次のいずれかに該	3等の基準を超え
	<u>当すること。</u>	<u>当すること。</u>	<u>当すること。</u>	<u>て存すること。</u>
	<u>a)</u> 4材面にない	<u>a)</u> 1材面に存す	<u>a)</u> 隣接2材面に	
	こと。	<u>ること。</u>	<u>存すること。</u>	
	<u>b)</u> 生き節のみが	<u>b)</u> 隣接2材面に	<u>b)</u> 2材面に存し,	
	<u>1材面に存し,</u>	<u>存し,長径が</u>	<u>長径が15 cm</u>	
	その数が素材	<u>15 cm以下。</u>	<u>以下。</u>	
	<u>の長さ2 m又</u>	<u>c)</u> 生き節のみが	<u>c)</u> 3材面に存し,	
	<u>は2 m未満の</u>	隣接2材面に	<u>長径が10 cm</u>	
	<u>端数につき1</u>	<u>存し,その数</u>	<u>以下。</u>	
	<u>個以下。</u>	<u>が素材の長さ</u>		
		<u>2 m又は2 m</u>		
		未満の端数に		
		<u>つき2個以下。</u>		
<u>曲がり^{b)}</u>	数が1個であって,	20 %以下。	40 %以下。	3等の基準を超え
	10 %以下。			て存すること。
木口割れ又は引	10 %以下。ただ	20%以下。	40 %以下。	3等の基準を超え

<u>1</u> 小の素材	1 小の素材	1 中の素材	超えて存するも
顕著でないもの	左記の限度を超	左記の限度を超	の。ただし、電柱
2 中の素材	えて存するもの	<u>えて存するもの</u>	用における入り皮
軽微なもの	2 中の素材		にあっては、腐れ
3 大の素材	顕著でないもの		を伴うもの及び軟
極めて軽微なも	3 大の素材	2 大の素材	化したものがない
<u>0</u>	軽微なもの	顕著でないもの	<u>こと。</u>

- (注) 1 小の素材は、曲がり及びその他の欠点の1等又は2等に、中の素材はすべての表に掲げ る事項の1等、2等又は3等に適用する。ただし、樹齢が150年以上のひのきから採材 した中の素材については、大の素材として扱うものとする。
 - 2 大の素材は、曲がり、腐れ又は空胴がなく、かつ、これら以外の表に掲げる事項が2種 類以下であって、その事項の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するもの を除き、1階級上げる。
 - 3 大の素材は、表に掲げる事項が4種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いものが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1階級下げる。
 - 4 <u>電柱用における材の品質は、曲がり及びその他の欠点の入り皮の4等を適用し、その他</u> の表に掲げる事項については利用上支障のないこととする。

(広葉樹の素材の規格)

第4条 広葉樹の素材の規格は、次のとおりとする。

<u>区</u> 分	基	準
材の品質(径が	次項に規定するところによる。	
24センチメー		
トル未満の丸太		
及び幅が24セ		
ンチメートル未		
満のそま角を除		
<u><.)</u>		

<u>き抜け</u>		し、木口割れは、 その深さがその存 する木口の径(そ ま角にあっては、 厚さ)の1/3以下。			て存すること。
目まわり		10%以下。	20 %以下。	40 %以下。 ただし、目まわりが重なって存する場合にあっては、 その重なった部分がその存する木口の中心を通る直線をもって2等分した1面のみに存すること。	3等の基準を超え て存すること。
腐れ,虫	材面	<u>ないこと。</u>	1材面に存し,軽 微であること。	軽微であること。	3等の基準を超え て存すること。
<u>空胴^{b)}</u>	木口	ないこと。	40 %以下。	50 %以下。	3等の基準を超え て存すること。
その他のグ	, 	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	3等の基準を超え て存すること。

- <u>注</u>" 生き節, 死に節又は腐れ節の長径の限度は, 径が50 cm以上の丸太及び幅が50 cm以上のそま角 については, それぞれの限度に5 cmを加えたものとする。
- <u>注</u>^b 曲がり、腐れ又は空胴がなく、かつ、これら以外の**表3**に掲げる事項が2種類以下であってその 事項の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、1等級上げる。
- <u>注</u>。 <u>**表3**に掲げる事項が4種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いものが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1等級下げる。</u>

5 表示

5.1 針葉樹の素材

針葉樹の素材の表示の基準は、次による。

- a) 表示事項 表示事項については、次の事項を表示していなければならない。
- 1) 等級(径が8 cm未満の丸太,幅が8 cm未満のそま角及び4)に規定する表示をする場合を除く。 ただし、5)に規定する表示をする場合にあっては、等級の表示を省略することができる。)
- 2) 寸法又は材積
- 3) <u>樹種名の表示をする場合にあっては、1)及び2)</u>に規定するもののほか、該当する樹種名を表示しなければならない。
- 4) 電柱用にあっては、1)、2)及び3)に規定するもののほか、「電柱用」と表示しなければならない。
- 5) 縦振動ヤング係数区分の表示をする場合にあっては、1)から4)までに規定するもののほか、表2

に掲げる区分を表示しなければならない。

- b) 表示の方法 表示の方法については,次による。
- 1) 等級 等級の表示は,表1に掲げる等級に応じて記載しなければならない。
- 2) 寸法又は材積 寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、丸 太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載しなければならない。ただし、6.1における最大の径を使用した場合にあっては、その旨を記載しなければならない。

材積の表示をする場合にあっては、**A.1**により算出した材積を立方メートル単位で記載し、併せて長さについても記載しなければならない。ただし、**A.1**以外の計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載しなければならない。

- 3) 樹種名 最も一般的な名称をもって記載しなければならない。
- 4) 縦振動ヤング係数区分 表2に掲げる区分を記載しなければならない。
- **c)** 表示の方式等 a)に規定する事項は、各本又は各椪(はえ)ごとに見やすい箇所に表示していなければならない。
- d) 表示禁止事項 次に掲げる事項を,表示してはならない。
- 1) a)の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
- 2) その他品質を誤認させるような文字, 絵その他の表示
- 5.2 広葉樹の素材

広葉樹の素材の表示の基準は、次による。

- a) 表示事項 表示事項については、次の事項を表示していなければならない。
- 1) 等級(径が24 cm未満の丸太及び幅が24 cm未満のそま角を除く。)
- 2) 寸法又は材積
- 3) 樹種名の表示をする場合にあっては、1)及び2)に規定するもののほか、該当する樹種名を表示 しなければならない。
- b) 表示の方法 表示の方法については、次による。
- 1) 等級 等級の表示は,表2に掲げる等級に応じて記載しなければならない。
- 2) 寸法又は材積 寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、丸 太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載しなければならない。ただし、6.1により算出した最大の径を使用した場合にあっては、その旨を記載しなければならない。

材積の表示をする場合にあっては、**A.1**により算出された材積を立方メートル単位で記載し、 併せて長さについても記載しなければならない。ただし、**A.1**の規定によらない計算式により 計算した場合は、計算方法も併せて記載しなければならない。

3) 樹種名 最も一般的な名称をもって記載しなければならない。

樹種名を表示してあること。

表示の方法 1 表示事項に掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われているこ

表 示 事 項 1 次に掲げる事項が表示してあること。

(2) 寸法又は材積

ル未満のそま角を除く。)

(1) 等級

等級の表示は、次項の表の右欄に掲げる等級に応じて記載すること。

(1) 等級(径が24センチメートル未満の丸太及び幅が24センチメート

2 樹種名の表示をする場合にあっては、1に規定するもののほか、該当する

(2) 寸法又は材積

寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、丸太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載すること。ただし、第6条の丸太の径における最大の径を使用した場合にあっては、その旨を記載すること。

材積の表示をする場合にあっては、第5条の規定に基づき、材積を立

- 12 -

- c) 表示の方式等 a)に規定する事項は、各本又は各椪(はえ)ごとに見やすい箇所に明瞭にしなければならない。
- d) 表示禁止事項 次に掲げる事項を,表示してはならない。
- 1) a)の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
- 2) その他品質を誤認させるような文字, 絵その他の表示

方メートル単位で記載し、併せて長さについても記載すること。ただし、 第5条の規定によらない計算式により計算した場合は、計算方法も併せ て記載すること。

(3) 樹種名

樹種名を表示する場合にあっては、最も一般的な名称をもって記載すること。

2 表示事項の項に規定する事項は、各本又は各様ごとに見やすい箇所に明瞭 にしてあること。

表示禁止事項 前条の表の表示禁止事項の項に同じ。

2 前項の材の品質の基準は、次のとおりとする。

等級	<u>1 等</u>	<u>2</u> 等	3 等	4 等
事項				
<u>節</u>	次のいずれかに該	次のいずれかに該	次のいずれかに該	左記の限度を超え
	<u>当するもの</u>	<u>当するもの</u>	当するもの	て存するもの
	<u>1</u> 4材面にない	<u>1</u> 1材面に存す	1 隣接2材面に	
	<u>もの</u>	<u> るもの</u>	<u>存するもの</u>	
	<u>2</u> 生き節のみが	2 隣接2材面に	2 2材面に存	
	1材面に存し、	<u>存し、長径が1</u>	し、長径が15	
	その数が素材の	<u>5センチメート</u>	センチメートル	
	長さ2メートル	<u>ル以下のもの</u>	<u>以下のもの</u>	
	又は2メートル	3 生き節のみが		
	未満の端数につ	隣接2材面に存		
	き1個以下のも	し、その数が素	センチメートル	
	<u>0</u>	材の長さ2メー	<u>以下のもの</u>	
		トル又は2メー		
		トル未満の端数		
		につき2個以下		
		<u>のもの</u>		
<u>曲 がり</u>	数が 1 個であっ	20パーセント以	40パーセント以	左記の限度を超え
	て、10パーセン	<u>下のもの</u>	<u>下のもの</u>	て存するもの
	<u>ト以下のもの</u>			
木口割れ又は引	10パーセント以	20パーセント以	40パーセント以	左記の限度を超え
<u>き抜け</u>	下のもの。ただし、	<u>下のもの</u>	下のもの	て存するもの
	木口割れは、その			
	深さがその存する			
	木口の径(そま角			

<u>目まれ</u>	<u>o 9</u>	にあっては、厚さ) の3分の1以下の ものに限る。 10パーセント以 下のもの	<u>20パーセント以</u> 下のもの	40パーセント以下のもの。ただし、 重なって存する目まわりは、その重なった部分がその存する木口の中心を通る直線をもって2等分した1面のみに存するものに限る。	<u>左記の限度を超え</u> <u>て存するもの</u>
腐れ、虫 食い又は	材面	<u>ないもの</u>	<u>1材面に存し、軽</u> 微なもの	軽微なもの	<u>左記の限度を超え</u> <u>て存するもの</u>
空胴	木口	ないもの	<u>4 0 パーセント以</u> 下のもの	<u>50パーセント以</u> 下のもの	<u>左記の限度を超え</u> て存するもの
その他の		極めて軽微なもの	軽微なもの	顕著でないもの	左記の限度を超え て存するもの

- (注) 1 生き節、死に節又は腐れ節の長径の限度は、径が50センチメートル以上の丸太及び幅が50センチメートル以上のそま角については、それぞれの限度に5センチメートルを加えたものとする。
 - 2 曲がり、腐れ又は空胴がなく、かつ、これら以外の表に掲げる事項が2種類以下であってその事項の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、1階級上げる。
 - 3 表に掲げる事項が4種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いも のが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1階級下げる。

(素材の標準的な材積計算方法及びその単位)

第5条 素材の標準的な材積の計算式は、次のとおりとする。

丸太(最小横断面における辺	丸太の材積は次の計算式を標準とする。
の欠を補った方形の合計に対	<u>イ</u> 長さが 6 メートル未満のもの
する辺の欠の合計の割合が8	$\underline{D^2 \times L \times 1 / 10, 000}$
0パーセント以上のそま角を	ロ 長さが6メートル以上のもの及び電柱用
含む。)	$\{D+(L'-4)/2\}^2 \times L \times 1/10, 000$
<u>そ</u> ま 角	<u>T × W × L × 1 / 1 0, 0 0 0</u>

(注) 1 <u>Dは、丸太の径のセンチメートル単位による数値(Dの測定は第6条の寸法の測定方法</u>における丸太の径の事項に基づく。)

Lは、丸太及びそま角の長さのメートル単位による数値

L'は、長さのメートル単位による数値で1に満たない端数を切り捨てたもの

6 寸法の測定方法

寸法の測定方法は、次による。

6.1 丸太の径

- **a)** 丸太の径は、最小径とする。ただし、最小径が14 cm以上の丸太であって、最小径に直角な径と 最小径との差が6 cm (最小径が40 cm以上の丸太にあっては、8 cm) 以上あるものの径は、その 差6 cmごとに最小径に2 cmを加えたものとする。
- **b)** 水中貯木について、最小径に直角な径が最大径と差が少ないと判断される場合は、最小径に直角な径を最大径に置き換えることができる。
- c) 電柱用にあっては、最小径とこれに直角な径との平均とする。
- d) 丸太の径の測定をするにあたっては、樹皮を除いて行うものとする。

6.2 空胴の径

空胴の径は、空胴の最大径とこれに直角な径との平均とする。ただし、空胴が根張りの部分に係る ものであるときは、その部分は除いたものとして平均径を測定する。

6.3 木口の径

末口についての木口の径は、丸太の径とし、元口(根張りの部分がある丸太にあっては、その部分を除く。以下この項において同じ。)についての木口の径は、丸太の径の項の最小径を元口の径に置き換えた径とする。

6.4 そま角の厚さ及び幅

a) そま角の厚さは、最小横断面の辺の欠を補った方形の短辺とし、そま角の幅は、その方形の長辺

Tは、そま角の厚さのセンチメートル単位による数値 Wは、そま角の幅のセンチメートル単位による数値

- <u>2</u> 電柱用に供されるものの材積の計算式のうち、(L'-4)/2が負となる場合は零として計算し、正となる場合は0.5センチメートルに括約する。
- 2 素材の材積は、立方メートルを単位とし、その数値に小数第3位に満たない端数があるときは、 小数第4位を四捨五入する。ただし、その数値が小数第3位に満たないものがあるときは、小数第 5位を四捨五入する。
- 3 空胴(空胴に準ずる腐れを含む。以下この条において同じ。)の体積は、素材の材積から控除する。ただし、丸太にあっては空胴の径とその存する木口の径の割合、そま角にあっては空胴の径とその厚さの割合が20パーセントに満たないもの及び小の素材については、この限りでない。
- 4 空胴の体積は次の算式によって算出する。

空胴が素材の一端にのみあるとき	$d^2 \times L/2 \times 1/10, 000$
空胴が素材の両端にあるとき	d' ² ×L×1/10, 000

- (注) 1 <u>d は、空胴の径のセンチメートル単位による数値で2に満たない端数を切り捨てたも</u>
 <u>の</u>
 - 2 <u>d'は、素材の両端における空胴の径の平均のセンチメートル単位による数値で2に</u>満たない端数を切り捨てたもの
 - 3 Lは、素材の長さのメートル単位による数値

(寸法の測定方法)

第6条 <u>この規格における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に掲げると</u> おりとする。

丸太の径	1 丸太の径は、最小径とする。ただし、最小径が14センチメートル以上の 丸太であって、最小径に直角な径と最小径との差が6センチメートル(最小 径が40センチメートル以上の丸太にあっては、8センチメートル)以上あ るものの径は、その差6センチメートルごとに最小径に2センチメートルを 加えたものとする。 2 水中貯木について、最小径に直角な径が最大径と差が少ないと判断される 場合は、最小径に直角な径を最大径に置き換えることができる。
	3 電柱用にあっては、最小径とこれに直角な径との平均とする。 4 丸太の径の測定をするにあたっては、樹皮を除いて行うものとする。
空胴の径	空胴の径は、空胴の最大径とこれに直角な径との平均とする。ただし、空胴が 根張りの部分に係るものであるときは、その部分は除いたものとして平均径を 測定する。
木口の径	末口についての木口の径は、丸太の径とし、元口(根張りの部分がある丸太に あっては、その部分を除く。以下この項において同じ。)についての木口の径 は、丸太の径の項の最小径を元口の径に置き換えた径とする。
<u>そま角の厚さ及</u> <u>び幅</u>	1 そま角の厚さは、最小横断面の辺の欠を補った方形の短辺とし、そま角の幅は、その方形の長辺とする。

とする。

b) そま角の厚さ及び幅の測定をするにあたっては、樹皮を除いて行うものとする。

6.5 素材の長さ

- a) 素材の長さは、両木口を結ぶ最短直線とする。ただし、当該最短直線の一部がしょう端部(短径 3 cm未満の部分をいう。)又はときん若しくは目度あなの部分に係るときは、その係る部分を除く。
- **b)** 素材の長さの測定をするにあたっては、樹皮を除いて行うものとする。

6.6 素材の単位寸法

- a) 丸太の径又はそま角の厚さ及び幅の単位寸法は、小の素材については1 cm、その他の素材については2 cmとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、電柱用にあっては、5 mmとし、単位寸法に満たない端数は二捨三入する。
- b) 丸太又はそま角の長さの単位寸法は、20 cm又は0.2 mとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、表4の区分に掲げるものに限り、右欄に掲げる規定単位寸法とする。また、電柱用にあっては、50 cm又は0.5 mを単位寸法とし、単位寸法に満たない端数は切り捨てる。

表4一規定単位寸法

単位 m

<u>区分</u>	規定単位寸法
<u>1.9</u> 以上 <u>2.0</u> 未満のもの	<u>1.9</u>
<u>2.1</u> 以上 <u>2.2</u> 未満のもの	<u>2.1</u>
<u>2.7</u> 以上 <u>2.8</u> 未満のもの	<u>2.7</u>
<u>3.3</u> 以上 <u>3.4</u> 未満のもの	<u>3.3</u>
<u>3.65</u> 以上 <u>3.8</u> 未満のもの	<u>3.65</u>
<u>4.3</u> 以上 <u>4.4</u> 未満のもの	4.3

7 品質の事項の測定方法

4.1.1及び4.2.1における品質の事項の測定方法は、次による。7.1から7.7にあって、事項が延び又は根張りの部分に係るものであるときは、当該延び又は根張りの部分を除いたものとして、その事項を測定する。

<u>7.1</u> 節

- a) 長径が1 cm未満の節は対象としない。
- b) 材面における欠け、きず及び穴で素材の利用上影響を及ぼすものを含む。
- <u>c)</u> 死に節又は腐れ節(長径が1 cm未満の死に節又は腐れ節を除く。)の長径は、その実測の長径の2倍とみなす。
- d) かくれ節の長径は、その素材に存する最大の節(長径が1 cm未満の節を除く。) の実測の長径の1.5 倍とみなす。
- e) その丸太にかくれ節及び長径が1 cm未満の節以外の節がない場合は、そのかくれ節の長径は、10 cmとみなす。ただし、そのかくれ節に係る隆起の長径が10 cmを超える場合は、そのかくれ節の長径は、その隆起の長径と同一とみなす。
- 7.2 曲がり

1	2 そま角の厚さ及び幅の測定をするにあたっては、樹皮を除いて行うものと		
素材の長さ	1 素材の長さは、両木口を結ぶ最短直線とする。ただし、当該最短直線の一		
	部がしょう端部(短径3センチメートル未満の部分をいう。)又はときん若		
	しくは目度あなの部分に係るときは、その係る部分を除く。		
	2 素材の長さの測定をするにあたっては、樹皮を除いて行うものとする。		
素材の単位寸法	1 丸太の径又はそま角の厚さ及び幅の単位寸法は、小の素材については1セ		
	ンチメートル、その他の素材については2センチメートルとし、単位寸法に		
	満たない端数は、切り捨てる。ただし、電柱用にあっては、5ミリメートル		
	とし、単位寸法に満たない端数は2捨3入する。		
	2 丸太又はそま角の長さの単位寸法は、20センチメートル又は0.2メー		
	トルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、次の表の左欄		
	に掲げるものについては右欄に掲げる寸法とする。また、電柱用にあっては、		
	50センチメートル又は0.5メートルを単位寸法とし、単位寸法に満たな		
	<u>い端数は切り捨てる。</u>		
	1.9m 以上2.0m未満のもの 1.9m 1.9m 2.1m 1.1m 1.9m 2.1m 1.1m 1.1m 1.1m 1.1m 1.1m 1.1m 1.1		
	2. 1 m 以上2. 2 m 未満のもの 2. 1 m 以上2. 2 m 未満のもの		
	2.7m 以上2.8m未満のもの 2.7m 2.7m		
	3.3m 以上 <u>3.4m</u> 未満のもの <u>3.3m</u>		
	3.65m以上3.8m未満のもの 3.65m 4.3m 以上4.4m未満のもの 4.3m		
	<u>4.3m</u> 以上 <u>4.4m</u> 未満のもの <u>4.3m</u>		

(品質の事項の測定方法)

第7条 第3条及び第4条における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に 掲げる方法によって測定する。この場合において、事項が延び又は根張りの部分に係るものである ときは、当該延び又は根張りの部分を除いたものとして、その事項を測定する。

C C 100 C T 100 X	<u>=0 / (</u>
節	1 長径が1センチメートル未満の節は対象としない。
	2 材面における欠け、きず及び穴で素材の利用上影響を及ぼすものを含む。
	3 死に節又は腐れ節(長径が1センチメートル未満の死に節又は腐れ節を除
	く。) の長径は、その実測の長径の2倍とみなす。
	4 かくれ節の長径は、その素材に存する最大の節(長径が1センチメートル
	未満の節を除く。)の実測の長径の1.5倍とみなす。
	5 その丸太にかくれ節及び長径が1センチメートル未満の節以外の節がない
	場合は、そのかくれ節の長径は、10センチメートルとみなす。ただし、そ
	のかくれ節に係る隆起の長径が10センチメートルを超える場合は、そのか
	くれ節の長径は、その隆起の長径と同一とみなす。
曲がり	0 1 百分率は、丸太の径又はそま角の厚さに対する内曲面の最大矢高の割合に

- a) 百分率は、丸太の径又はそま角の厚さに対する内曲面の最大矢高の割合による。
- **b)** 2個以上ある場合の百分率は、それぞれの曲がりについてのa)の割合の合計を1.5倍した割合による。
- c) <u>電柱用における曲がりは、材長10 m未満のものにあっては元口から1.5 m</u>, 材長10 m以上のもの にあっては元口から2 mの部分を地際として測定する。

7.3 木口割れ又は引き抜け

- a) 百分率は、木口割れ又は引き抜けの長さの素材の長さに対する割合による。
- b) 木口割れが同一端に2個以上あるときは、最長のものの長さを、両端にあるときは、各端における最長のものの長さの合計を、それぞれの長さとする。引き抜けの長さについても、同様とする。
- c) 木口割れの深さが、その存する木口の径(そま角にあっては、厚さ)の2分の1を超えるときは、 その木口割れの長さは、その実測の1.5倍の長さとみなす。
- d) 木口割れの深さは、その存する木口において割れ目がその中心に向かうものにあってはその割れ 目の長さとし、その他のものにあってはその存する木口におけるその割れ目の最深部(木口の中心とその割れ目の終点とを結ぶ直線とその割れ目との交角が90°以上である場合には、その割れ 目の終点をいい、その交角が90°未満である場合には、木口の中心からその割れ目に対する垂線 とその割れ目との交点をいう。)からその木口の中心と反対方向に材縁に至る距離とする。

7.4 目まわり

- a) 木口の中心から材縁までの9/10より外側にある目まわりは対象としない。
- b) 百分率は、その弧の長さのその存する木口の周囲の長さ(そま角にあっては、その存する木口の 4辺の欠を補った方形の4辺の合計)に対する割合による。
- c) 目まわりが同一端に2個以上ある場合の百分率は、それらの弧の長さ(外側の目まわりの両端と 樹心とを結ぶ直線で区切られた部分に係る他の目まわりの弧の長さのうち、当該部分に含まれる 長さを除く。)の合計のその存する木口の周囲の長さに対する割合による。
- <u>d)</u> 両端にある場合は,各端におけるb)又はc)の割合を合計した割合による。

7.5 腐れ, 虫食い又は空胴

7.5.1 材面

程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。

7.5.2 木口

- **a)** 百分率は、腐れ、虫食い又は空胴の平均径(同一端に2個以上あるときは、それらの平均径の合計)のその存する木口の径(そま角にあっては、その厚さ)に対する割合による。
- b) 両端にある場合の百分率は、各端におけるa)の割合の合計による。
- **c)** <u>えぞまつ、とどまつ、さわら及び広葉樹の樹心部のみに存する腐れで各端において20%以下のも</u>のは対象としない。

7.6 へび下り

i	Ly
	13.
	2 2個以上ある場合の百分率は、それぞれの曲がりについての1の割合の合
	<u>計を1.5倍した割合による。</u>
	3 電柱用における曲がりは、材長10メートル未満のものにあっては元口か
	<u>ら1.5メートル、材長10メートル以上のものにあっては元口から2メー</u>
	トルの部分を地際として測定する。
木口割れ又は引	1 百分率は、木口割れ又は引き抜けの長さの素材の長さに対する割合による。
<u>き抜け</u>	2 木口割れが同一端に2個以上あるときは、最長のものの長さを、両端にあ
	るときは、各端における最長のものの長さの合計を、それぞれの長さとする。
	引き抜けの長さについても、同様とする。
	3 木口割れの深さが、その存する木口の径(そま角にあっては、厚さ)の2
	分の1を超えるときは、その木口割れの長さは、その実測の1.5倍の長さ
	とみなす。
	4 木口割れの深さは、その存する木口において割れ目がその中心に向かうも
	のにあってはその割れ目の長さとし、その他のものにあってはその存する木
	口におけるその割れ目の最深部(木口の中心とその割れ目の終点とを結ぶ直
	線とその割れ目との交角が90度以上である場合には、その割れ目の終点を
	いい、その交角が90度未満である場合には、木口の中心からその割れ目に
	対する垂線とその割れ目との交点をいう。)からその木口の中心と反対方向
	<u>対する </u>
目まわり	1 木口の中心から材縁までの10分の9より外側にある目まわりは対象とし
目まわり	<u> </u>
	<u>\$\).</u>
	2 百分率は、その弧の長さのその存する木口の周囲の長さ(そま角にあって
	は、その存する木口の4辺の欠を補った方形の4辺の合計)に対する割合に
	13.
	3 目まわりが同一端に2個以上ある場合の百分率は、それらの弧の長さ(外
	側の目まわりの両端と樹心とを結ぶ直線で区切られた部分に係る他の目まわ
	りの弧の長さのうち、当該部分に含まれる長さを除く。)の合計のその存す
	<u>る木口の周囲の長さに対する割合による。</u>
	4 両端にある場合は、各端における2又は3の割合を合計した割合による。
腐れ、虫 材面	程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。
食い又は 木口	1 百分率は、腐れ、虫食い又は空胴の平均径(同一端に2個以上あるときは、
	1 日力平は、例が、宝良・大は上膊の十均住(町 端にる画の上のもことは、
空胴	それらの平均径の合計)のその存する木口の径(そま角にあっては、その厚
	それらの平均径の合計)のその存する木口の径(そま角にあっては、その厚さ)に対する割合による。
	それらの平均径の合計)のその存する木口の径(そま角にあっては、その厚
	それらの平均径の合計)のその存する木口の径(そま角にあっては、その厚さ)に対する割合による。
	それらの平均径の合計)のその存する木口の径(そま角にあっては、その厚さ)に対する割合による。直端にある場合の百分率は、各端における1の割合の合計による。
	それらの平均径の合計) のその存する木口の径(そま角にあっては、その厚さ) に対する割合による。 2 両端にある場合の百分率は、各端における1の割合の合計による。 3 えぞまつ、とどまつ、さわら及び広葉樹の樹心部のみに存する腐れで各端
	それらの平均径の合計) のその存する木口の径(そま角にあっては、その厚さ) に対する割合による。 2 両端にある場合の百分率は、各端における1の割合の合計による。 3 えぞまつ、とどまつ、さわら及び広葉樹の樹心部のみに存する腐れで各端

- **a)** 百分率は、その長さ(2個以上あるときは、それらの長さの合計)に対する素材の長さの割合による。
- b) 1材面に平行かつ接近して2個以上あるときは、それらのへび下りは1個とみなしてその長さを測定する。
- 7.7 その他の欠点

程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。

	<u>る素材の長さの割合による。</u> 2 1材面に平行かつ接近して2個以上あるときは、それらのへび下りは1個とみなしてその長さを測定する。	
その他の欠点	程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。	

<u>附属書 A</u> (計算)

素材の標準的な材積計算方法及びその単位

A.1 素材の標準的な材積計算方法及びその単位

a) 素材の標準的な材積の計算式は、表A.1のとおりとする。

表A.1-素材の標準的な材積の計算式

<u> </u>	(11.1 米内の水牛のも内長の田子之
丸太(最小横断面における辺	丸太の材積は式(1)または式(2)を標準とする。
の欠を補った方形の合計に対	<u>a)</u> 長さが6 m未満のもの
する辺の欠の合計の割合が80	$A = D^2 \times L \times \frac{1}{10\ 000} \cdots (1)$
%以上のそま角を含む。)	10 000
	b) 長さが6 m以上のもの及び電柱用 ^{b)}
	$A = \left(D + \frac{L' - 4}{2}\right)^2 \times L \times \frac{1}{10\ 000} \dots (2)$
	<u>ここで、A:丸太の材積(m³)</u>
	<u>D</u> : 丸太の径のセンチメートル単位による数値**
	L:丸太の長さのメートル単位による数値
	\underline{L} : 長さのメートル単位による数値で1に満たない
	<u>端数を切り捨てたもの</u>
<u>そま角</u>	a) または b) 以外のそま角にあっては、式(3)を標準とする。
	$A = T \times W \times L \times \frac{1}{10\ 000} \dots (3)$
	<u>ここで, A: そま角の材積 (m³)</u>
	<u>T: そま角の厚さのセンチメートル単位による数</u>
	<u>値</u>
	W: そま角の幅のセンチメートル単位による数値
	L: そま角の長さのメートル単位による数値

- <u>注</u> Dの測定は6.1に基づく。
- <u>注</u>^{b)} 電柱用に供されるものの材積の計算式のうち、 $(L^-4)/2$ が負となる場合は0とし、正となる場合は0.5 cmとして計算する。
- b) 素材の材積は、立方メートルを単位とし、その数値に小数点第3位に満たない端数があるときは、小数点第4位を四捨五入する。ただし、その数値が小数点第3位に満たないものがあるときは、小数点第5位を四捨五入する。
- c) 空胴(空胴に準ずる腐れを含む。以下同じ。)の体積は、素材の材積から控除する。ただし、丸 太にあっては空胴の径とその存する木口の径の割合、そま角にあっては空胴の径とその厚さの割 合が20%に満たないもの及び小の素材については、この限りでない。
- **d)** 空胴の体積は式(4)または式(5)により算出する。

1) 空胴が素材の一端にのみあるとき

$$A = d^{2} \times \frac{L}{2} \times \frac{1}{10\ 000}$$
 (4)

2) 空胴が素材の両端にあるとき

$$A = d^{-2} \times L \times \frac{1}{10\ 000} \tag{5}$$

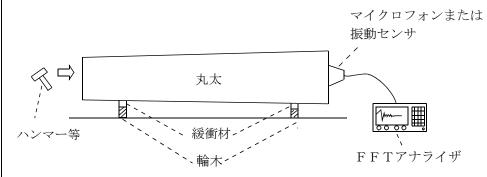
<u>ここで, A:</u> 空胴の体積 (m³)

- <u>d:</u> 空胴の径のセンチメートル単位による数値で2に満たない端数を切り捨てた もの
- <u>d:</u> 素材の両端における空胴の径の平均のセンチメートル単位による数値で2 に満たない端数を切り捨てたもの
- <u>L:</u> 素材の長さのメートル単位による数値

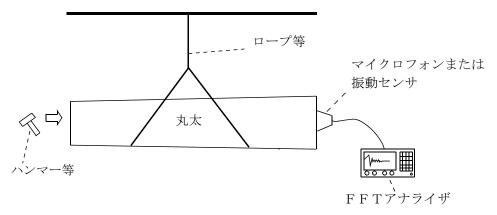
<u>附属書 B</u> <u>(規定)</u> 縦振動ヤング係数試験

B.1 縦振動ヤング係数試験

a) 図B.1または**B.2**に示す方法によって<u>,各本に</u>打撃を与えたときに発生する固有振動数を測定して 縦振動ヤング係数を求める。



図B.1-縦振動ヤング係数試験(据え置き式)



図B.2-縦振動ヤング係数試験(吊り下げ式)

別記 (第3条関係)

縦振動ヤング係数試験

<u>次の図</u>に示す方法によって<u>、各本</u>に打撃を与えたときに発生する固有振動数を測定して縦振動ヤング係数を求める。

b) 縦振動ヤング係数は式(6)により算出する。

$$E_{fr-L} = [(2 \times f_L \times L)^2 \times \rho / n^2] / 10^9 \dots (6)$$

<u>ここで</u>, <u>Efr</u>: 縦振動ヤング係数 (GPa又は10³N/mm²)

<u>L</u>: 材長<u>(m)</u>

fi: 縦振動のn次の固有振動数 (Hz)

<u>ρ</u>: 密度 (kg/m³)

n: 固有振動数の次数

c) 材長は1 cmまで測定し、小数点第1位を切り捨てる。

d) 見かけの密度は<u>式(7)により</u>算出する。重量は<u>0.1 kg</u>まで計量し<u>,小数点第2位以下を</u>切り捨てる。 径は1 cmまで計測し,小数点第1位を四捨五入する。

$$\rho = \frac{W}{D^2 \times \frac{\pi}{4} \times L \times \frac{1}{10\ 000}}$$
 (7)

ここで、 ρ : 見かけの密度 (kg/m^3)

<u>W</u>: 各本の重量 (kg)

D:両木口の最大径と最小径の平均を平均した値 (cm)

<u>π</u>: <u>3.14</u>とする。 <u>L</u>: 材長<u>(m)</u>

<u>e)</u> 重量は0.1 kgまで計量し、小数点第2位以下を切り捨てる。径は1 cmまで計測し、小数点第1位を 四捨五入する。 (1) 縦振動ヤング係数 (Ef) は次の算式によって算出する。

E f = $(2 L f)^2 \rho / 10^9$ (単位: G P a 又は $10^3 N / mm^2$)

<u>L</u>: 材長<u>(m)</u>

<u>f</u>:固有振動数<u>(Hz)</u>

 ρ :見かけの密度(kg/m³)

(2) 材長は実測値とし、1センチメートルに満たない端数は切り捨てることとする。

(3) 見かけの密度 (ρ) は次の算式によって算出する。重量は0.1 kg まで計量し、これに満たない端数は切り捨てる。径は1 cmまで計測し、これに満たない端数は四捨五入する。

 $\rho = W / (D^2 \times \pi / 4 \times L \times 1 / 10, 000)$ (単位: k g/m³)

<u>W</u>:各本の重量<u>(kg)</u>

D:両木口の最大径と最小径の平均を平均した値 (cm)

 $\frac{\pi}{L}$: 3. 14とする。 L: 材長 (m)

